

Title	賠償責任ルールを選択における責任保険の経済的機能
Sub Title	Economic Function of Liability Insurance in the Choice of Liability Rules
Author	堀田, 一吉(Hotta, Kazuyoshi)
Publisher	
Publication year	1990
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.33, No.1 (1990. 4) ,p.15- 37
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19900425-04055738">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19900425-04055738</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 賠償責任ルールを選択における 責任保険の経済的機能

堀 田 一 吉

### 1. 賠償責任ルールの目的と「法と経済学」の適用可能性問題

現代生活の高度化にともない自動車事故や欠陥事故などの損害賠償事故が多発するようになり、被害者救済の社会的問題が台頭してきた。そうした賠償責任事故による損害から被害者を救済するためには、社会的に被害者を救済するためのルールを設定しておく必要がある。不法行為法は、加害者に惹起した損害に対する損害賠償を負わせることにより、被害者救済を実現させようとしている。その際に、いかなる基準で、いかなる過程を通じて賠償責任ルールを設定するかは、一つの価値判断を必要とする。ここにおいて経済学的な効率性の概念を不法行為法の分野に持ち込もうとするのが、アメリカを中心として著しい発展を見せている「法と経済学」(law and economics) という分野である。効率性に対して、いま一つ大きく対立する基準が所得分配の公平性あるいは正義という基準であるが、「法と経済学」では、効率性を賠償責任ルールの決定における支配的価値基準に置きながら、賠償責任ルールの決定において正義にかなうことは、政治的問題を含んだこの議論以前の大前提として進めざるを得ない。適当な賠償責任ルールを設定することは、加害者に対して事故抑止のための適当な注意を促すことができ、結果として社会全体として事故の社会的費用を最

1) 不法行為法に対する「法と経済学」の意義は、3つの解釈があるという。第一は、不法行為法を費用便益分析の観点から効率的であると見なす(経済的解釈)。第二は、不法行為法はより大きな注意を喚起して、コストを引き下げる(促進効果的解釈)。第三は、不法行為法が裁判所によって効率的な資源配分に導く(規範的解釈)。Verjanovski, C. G., "The Role of Economics in the Common Law", *Research in Law and Economics*, vol. 7, 1985, pp. 48-49. 最近の「法と経済学」の研究状況をサーベイしたものとして、以下の文献を参照されたい。Veljanovski, C. G., *The New Law and Economics - A Research Review -*, CENTRE FOR SOCIO-LEGAL STUDIES, OXFORD, 1982.; Rubin, P. H., "Some Note on Methodology in Law and Economics", *Research in Law and Economics*, Vol. 7, 1985, pp. 29-39. 邦文としては、小林秀文「民事訴訟の経済分析(上)(下)」『判例タイムズ』no. 501 / no. 502, 183, pp. 10-22 / pp. 11-28.

小にしようとするものであると考える。

賠償責任ルール選択に対するアプローチとして、大きく2つの学派が存在する<sup>2)</sup>。第一は、不法行為の賠償責任の判定に加害者と被害者の費用便益分析を行うことにより、賠償責任ルールを最も効率的に仕組むことを第一目標とする功利主義的アプローチである。第二は、侵害された権利に対しては過失—無過失を問わずに権利の原状回復を図るべきであるとする自由主義的アプローチである。前者がいわば、不法行為法に対する経済的分析ということになる。すなわち、経済学的アプローチは不法行為法を分析する上で経済理論を議論の前提に据える。こうした経済学的アプローチにおいては、効率性の達成を当事者の費用便益分析に依存している。つまり、個人が損害負担と事故回避とを比較衡量でき、経済合理的な行動を取るものと仮定する。ここで、経済的効率という概念を、事故費用の最小化と解釈することにする<sup>3)</sup>。所有権ルールのような不法行為以外の法律分野では富の最大化を経済的効率と見ることができ、不法行為法のように損害が発生する状況においては、費用最小化がすなわち富の最大化を意味することになる。

そして分配の公平性は政治的な手段に委ねることが望ましいと考えるならば、第一に、費用を最小化する賠償責任ルールを決定し、それによってある方法に従って加害者と被害者との間で費用の配分を決める。第2に決定された後に、分配上の問題を政治的選択の中で、公正、衡平、公平に基づいて、費用の分配を変更することになる。不法行為法に関する論争を解決するための体系は2段階過程に変換されるべきである<sup>4)</sup>。したがって、効率性を第一基準として採用して賠償責任ルールは設定されることになる<sup>5)</sup>。賠償責任ルールは、公平あるいは正義にかなうといういま一つの目標が厳然として存在することになるが、それは、賠償責任ルールを選択する上で、加害者と被害者の互換性の問題が判断基準となる。つまり、費用便益分析には現れてこない予め両者が置かれている初期

2) 2つの学派の文献研究については、N. マーキュロ=T. ライアン著、関谷登訳『法と経済学』成文堂、昭和61年6月、pp. 82-90。落合仁司「不法行為における法と経済」『経済学論集』1985年、pp. 28-38。同「不法行為の法経済学」『経済研究』vol. 35, No. 4, 1984年、pp. 372-375。小林秀文「アメリカの不法行為法学の新潮流（一）（二）」『法学志林』80巻2号/81巻2号、1982年/1983年、pp. 1-45/pp. 1-28。などを参照されたい。この問題は、最近相次いで出版された「正義論」にも関連するところが大きい、本稿ではそこまで論究が至らなかった。

3) Posner, R. A., *Economic Analysis of Law*, Second Edition, Little, Brown and Company, 1977, pp. 10, 17-18.

4) 前掲『法と経済学』p. 108 参照。効率性と公平性との関係を概念的に表現するならば、事故費用を円で表現するとき、効率性とは事故費用の最小化、つまり、事故費用の円の大きさをできるだけ小さくすることを意味しており、公平性とは、事故費用の分配の問題、つまり、事故費用の円にいかにか線を引き出すかという問題と理解することができるであろう。

5) ポリンスキーも、「当事者が第三者であるような紛争においては、法システムを通じて衡平な所得分配を促進することは可能であるが、政府の租税と移転システムを通じた方が、普通よりよい結果を得ることが出来る。したがって、一般的には効率性が法ルールを評価するための第一次の基準となるべきである」としている。Polinsky, M., *An Introduction to Law and Economics*, Little Brown and Company, 1983, pp. 115-116.

6) 石本雅男『民事責任の基礎理論』有斐閣、昭和54年3月、pp. 122-126; 宮沢健一『現代経済の制度的機構』第3刷、1985年9月、p. 85以下。なお、前稿では立場の互換性の問題を中心とした議論をした。拙稿「賠償責任ルールの決定と責任保険の関係」『保険研究』第41集、1989年、pp. 171-188参照。

状態を考慮に入れることを意味することになる<sup>6)</sup>。そして、被害者救済の目標はここでは効率的な事故抑止の目標の修正的立場におかれることになる。もちろん、加害者が適当な事故抑止を怠った結果発生した損害は、被害者に対して補償されることになるがある種の事故の場合には加害者には責任は負わせられないとして設定されれば、被害者は救済されないままに放置されることになる。

こうした「法と経済学」を援用する上で、議論の前提として3つの仮定を置いている<sup>7)</sup>。第一は、安全投資が事故確率及び事故規模とのトレード・オフの関係が成り立つというものである。したがって、安全投資をすることによって事故を減らすことができるとするのである。第二には、主体は事故費用の最小化行動をとる。事故を完全に抑止することを目的とはしないことから、安全投資が事故を減らすとしても、際限なく続けるのではなくて費用最小化を実現するように自分の行動を決定する。事故の完全な抑止を目的とはしていないのである。第三には、効率性の根拠が事前的であるというものである。いかなる行動をとれば効率性を達成することができることを予め個人レベルで認識されている。「法と経済学」においては、効率性を最大にすることを第一義的目標として理論が組み立てられているのは事実であるが、そこでいう効率化とは費用最小化という意味で用いられており、公平性ももう一つの柱として採用されている。そして、こうした効率性を増進させることによって、同時に事故回避に対してインセンティブを与えることになると期待しているのである。

カラブレジによれば、事故の社会的費用を、事故損害費用及び事故回避費用の合計（第一次費用）、事故補正費用（第二次費用）、紛争処理費用（第三次費用）の3つに分類することができる<sup>8)</sup>。事故の発生は単に事故そのものによる損害に終わるものではなく、派生的にさまざまなコストを必要とする。第一次費用は、いずれかの形で社会成員の誰かによって負担されなければならない費用であり、これを最小化することが狭義の効率性を果たすものと言える。第二次費用は、損害負担がある主体にのみ負わされることにより、発生する派生的費用である。ここでは限界効用低減の法則を理論的根拠として、保有資産の大きい者より小さい者の方が派生的費用は大きくなると考えるのである。つまり、第二次費用の低減とは、いわば、所得分配の公平性、所得の平準化を実現しようとするものである。また第三次費用は、賠償責任ルールを現実に適用するにあたり支出される費用である。これらの社会的費用の合計を最小化することがここで定義している効率性であるが、換算可能性の観点からは、第一次費用と第三次費用との合計を最小化することであり、第二次費用は数値換算が難しいことから公平性の問題として別個に捉えるという解釈も成り立つ<sup>9)</sup>。

7) Veljanovski, C.G., "The Economic Theory of Tort Liability—Toward a Corrective Justice Approach—", Burrows, P. and Veljanovski, C.G., ed. *The Economic Approach to Law*, Butterworths, 1981, p.128.

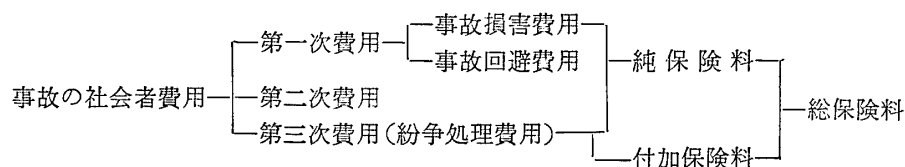
8) Calabresi, G., *The Costs of Accidents*, Yale University Press, 1970, Chapter 3; 浜田宏一『賠償責任の経済分析』東京大学出版会, 1981年1月, 第II章。

9) Veljanovski, C.G., "The Economic Theory of Tort Liability—Toward a Corrective Justice Approach—", pp.128-129.

さて、責任保険は社会的には、事故費用を制度内に集積(内部化)しさらに分散するルートを提供するのであるが、それがいかなる経済的機能を有するものであるのか、社会的に事故費用の内部化を責任保険を通じて達成するとはどういうことであるのかは、保険の社会的機能を論ずる上で重要な意味を持つ。責任保険は、予め確定した保険料を支払うことによって、加害者が負うべき発生不確実な事故損害に対して保険金の形で被害者に填補する。「保険とは、少額かつ定額のコスト(保険料)を(保険金額を起えない)多額の不確定の損失と代替することを被保険者に認めるものである<sup>10)</sup>」と言える。正確には、支払保険料はさらに純保険料と付加保険料とに分けられるが、純保険料の部分は保険金支払に相当する。保険金は、①損害賠償金、②争訟費用(裁判費用、弁護士費用など)、③損害軽減費用、④協力費用、に対して支払われる。純保険料は一方、付加保険料は保険会社の内部で費消されるが、保険の存在によって紛争処理が簡潔化されるならば、あるいは示談による解決がなされるならば、付加保険料は紛争処理費用に換わることになると言える。

先のクラブレジの社会的費用の分類と照らし合わせて貨幣の流れを辿るならば、保険を利用する場合には、第一次費用のうち事故損害費用は保険金によって賄われてることにより、第一次費用の一部が純保険料に変態することになる。さらに、実際には争訟費用にも保険金が支払われることから、第三次費用の一部も純保険料に置換される。また、付加保険料は新たな紛争処理費用として第三次費用を生み出すことになる。(図1参照)

図1 事故の社会的費用と保険料の関係



こうした費用の性質の変化を通じることで、潜在的加害者はそれまで負担しなればならなかった事後的な不確定な損害賠償を、事前の確定的な保険料を負担することになり、同時に損害負担能力の存在が前提とされていたものが、保険の存在によって契約保険金(正確には支払保険金)の範囲内で、保険料負担能力の問題に置き換えられることになる。それは、当然負担者にとっての金銭的負担は大幅に軽減されるはずであり、この範囲では、保険は加害者にとっての費用軽減に寄与することになるわけである。

一方、被害者の蒙った損害を補償するのみならず、加害者の賠償費用負担を大幅に軽減することから、両者にとって、経済的攪乱は最小限に抑えられることになろう。つまり、第二次費用を減少させることになるのである。責任保険によって、保険料という第一次費用の投入によって、第二次

10) Mehr, R. I., Cammack, E. and Rose, T., *Principles of Insurance*, Eight Edition, Richard D. Irwin, Inc. 1985, p. 33.

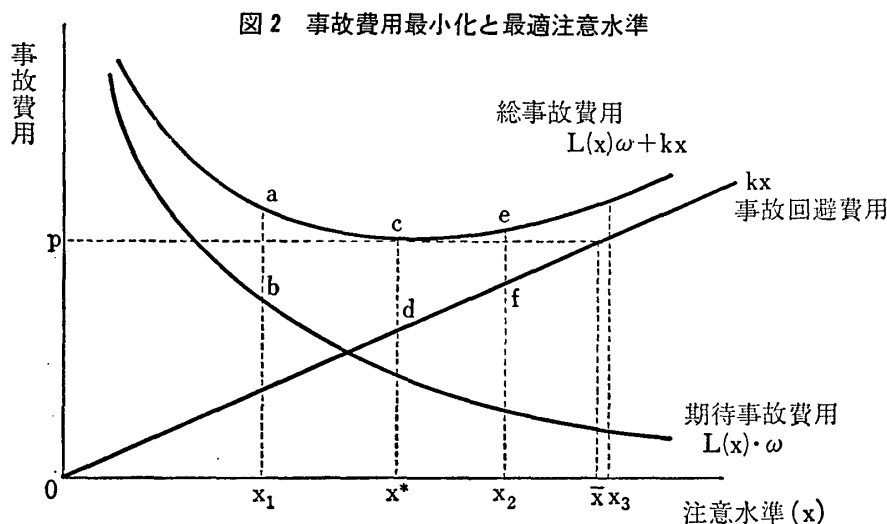
費用の軽減を図る手段と考えることができる。さらに、保険は平常時と事故発生時との間で、時間的配分を行うと同時に、事故発生者との無事故者との間での個人的再分配<sup>11)</sup>を行う。

ところで、不法行為法理論は、製造物責任問題を発端として、「過失責任ルールから無過失責任ルールへ」、「損害の社会化」、「損害の外部化」への動きが見られる<sup>12)</sup>。こうした環境の中で責任保険に対する社会的要請は益々高まってきた。ここにおいて、賠償責任ルールを選択することは、単にそのルール決定の中で閉じた問題ではなくて、責任保険の存在を取り入れて考える必要性を感じざるを得ないのである。責任保険は、不法行為法あるいは契約法に抵触して他人に損害を与えた場合に、その賠償責任を回避するために予め危険を分散することにある。しかしそれは、責任保険の仕組みを説明することに過ぎない。本稿では、責任保険の危険分散機能よりもむしろ、社会的費用の観点を重視することにしたい。そして、賠償責任ルールを選択において責任保険の経済的機能にいかなる解釈を加えることができるのかを「法と経済学」の理論を援用することによって考察してみたいと考える。

## 2. 事故費用の最小化問題と賠償責任ルール

### (1) 最適過失基準の設定問題

議論の要点を整理するために、加害者の注意水準のみに注目して、被害者の注意水準は損害発生は影響を受けないものとする。これは、現実の賠償責任のうち特殊なケースを想定することになる<sup>13)</sup>。賠償責任問題の最も基本的形態を取り上げて考察することは、複雑なケースを考察する上での



11) 中島巖「市場保険と自己保険」『国民経済』no. 137, 1977年6月, pp. 5-6.

12) 今泉敬忠「責任概念の変化と保険」『保険学雑誌』昭和61年12月, pp. 23-24, 参照。

13) 以下の考察は、いわゆる単独 (unilateral) ケースである。例えば、欠陥商品による賠償事故や医療過誤問題などを想定している。言うまでもなく現実社会は圧倒的に双方 (bilateral) ケースが多い。

原則を提示することになる。そこで、過失責任ルールと無過失責任ルールとを比較していずれが、第一次費用の最小化にとって望ましいかを図を用いて考えることにする。過失責任ルールとは、加害者が、予め設定された過失基準を遵守していなかったときに発生した損害を賠償することになる。逆に、その過失基準を満たしていれば損害賠償責任はない。したがって、過失責任ルールの下では、加害者に過失のない場合あるいは両者に過失のない場合には被害者のもとに損害は残されることになる。一方、無過失責任ルールの下では、加害者は過失の有無に関わらず原則的に全ての損害に対して賠償責任を負わされる。

さて、図2は、第一次費用と最適注意水準との関係を図示したものである。<sup>14)</sup>  $L(x)\omega$  は期待事故損害を示し、事故損害  $(L(x))$  と事故確率  $(\omega)$  の積である。これは仮定により注意水準  $(x)$  に対して減少関数である。一方、加害者は注意水準を増大するにはコスト  $(kx)$  が掛かる ( $k$  を単位の注意水準コストとする。) このコストは、事故回避費用と見なすことができる。この時、社会的な事故損害と事故回避費用の合計が、 $L(x)\omega + kx$  として表現できる。明かに、 $x^*$  の注意水準において社会的費用の最小化 (op) を実現する。無過失責任ルールの下では、全ての損害を負担しなければならないので、加害者は、社会的最適な事故費用の最小となる  $x^*$  を選択するであろう。

これに対して、過失責任ルールの下では過失基準を満たしていなければ、事故回避費用と事故損害の合計の社会的費用の全体は加害者が負担しなければならない。ただし、過失基準を遵守する限り、事故損害を負担する必要はない。この場合には、加害者は事故回避費用のみを負担することになり、発生した事故損害は被害者の負担となる。加害者がいかに負担しようとも、必要な社会的費用は変化するものではない。単に、加害者が過失基準を遵守するかどうかによって、事故損害部分の負担が加害者に帰するか、被害者に帰するかが決定されるのである。したがって、過失基準を  $x^*$  に設定すれば、社会的費用の最小化は実現でき、経済的効率をもたらす。これは社会的最適水準である。

しかし、過失基準を  $x^*$  よりも低い水準、例えば  $x_1$  に設定するとすれば、加害者は事故回避費用  $x_1b$  を負担すれば責任から解放され、事故損害  $ab$  は被害者に帰することになる。すなわち、事故損害は最適水準よりは大きくなり、しかも社会的事故費用は増大することになる。これは、相対的には被害者に対しては負担を重くし、加害者にとって負担が軽いことになり、しかも社会的には非効率な状態と言える。

これに対して、過失基準を  $x^*$  よりも高く、事故回避費用が社会的費用の最小化と一致する  $\bar{x}$  より低い水準、例えば  $x_2$  に設定するならば、加害者にとっての費用最小を実現する注意水準は  $x_2$  となる。(  $x_2$  よりも低い水準を選択すれば負担する費用は増大する。) この時は、加害者は  $x_2f$  の事故回避

14) この図は、Shavell, S., *Economic Analysis of Accident Law*, Harvard, 1987, p. 35 を拡大解釈したものである。

費用を負担し、被害者の負担する事故損害は<sup>15)</sup>  $ef$ に軽減することになる。これは、社会的費用の点では、非効率と言えるが被害者負担を軽減する。

さらに $\bar{x}$ よりも高い過失基準、例えば $x_3$ に設定すれば、今度は、加害者はその基準を遵守するよりはむしろ社会的最適水準 $x^*$ を選択したほうが費用負担が少なくて済む。つまり、加害者は多額の事故回避費用を支出するよりは、注意水準を引き下げて発生した事故損害をも負担することを選ぶことになる可能性があるのである。この場合には、結局無過失責任ルールと同様の結果をもたらすことになる。ただし、加害者があくまでも過失基準を遵守するならば、被害者は事故負担をしなければならない。

以上の考察を整理すれば、過失基準が最適に設定することができるならば、いずれのルールでも社会的事故費用を最小化するような最適注意水準を実現できる。しかし、分配の公正は全く異なる。損害費用は、無過失責任ルールでは加害者に負わされるのに対して、過失責任ルールでは被害者に帰することになる。つまり、ここでいずれのルールが選択されるべきかは、所得分配の公平性を考慮に入れる必要がある。前節で論じたように、費用最小化を達成する賠償責任ルールの候補をいくつか提示することにはなるが、もう一つの目標である公平性の問題については、これ以後の政治的選択ということになる。

過失基準は、公平、公正、衡平といった政治的選択に従って自由に変更されることになろう。しかし社会的費用の最小化の観点からは、ここで一つの問題を提起することになるのである。つまり、過失基準をより厳格にすることにより、加害者の行動を規制することができるとしても、それは、社会的には非効率な状態かもしれないのである。しかも、そのとき過失基準を満たした上で発生した損害に対しては、被害者自身が負担することになる。ここに被害者救済あるいは社会的費用の最小化という観点から、無過失責任ルールが選択されることになる正当な理由が存在するわけである。もちろん、過失責任ルールを採用することが、立場の互換性の問題から正当化される場合もある。

## (2) 賠償責任ルールと紛争処理費用問題

紛争処理に際しては、賠償責任ルールの選択により必要となる費用には大きな差異が生ずる。紛争処理に要する費用は、<sup>16)</sup> ①クレームコスト、②エラーコスト、の2つに大別できる。前項において

15) 同様の結論は、以下の論文にも見られる。ここでの基準は、最適注意水準 (optimal level of care) をいかに決定するかが焦点となる。Kahan, M., "Causation and Incentives to Take Care under the Negligence Rule", *Journal of Legal Studies*, vol. 18, 1989, pp. 427-447.; Burrows, P., "Idealised Negligence, Strict Liability and Deterrence", *International Review of Law and Economics*, vol. 2, 1982, pp. 165-172.;

16) 古城誠「法の経済分析」の意義と限界(下) —不法行為の経済分析モデル—『法律時報』, 56巻7号, 1984年, pp. 64-66.;



も明かであるが、コースの定理が主張するように、クレームコストとエラーコストが全くかからないとすれば、過失責任ルールでも無過失責任ルールでも、費用最小としての効率性は達成されることになる。しかしこれらの要素を考慮に入れることは、社会的費用の問題の上で重要である。クレームコストは、クレーム件数と一件当り平均争訟費用との積で与えられる。クレーム件数は、無過失責任ルールの方が過失責任ルールよりも大きいと考えられる<sup>17)</sup>。なぜなら、過失責任ルールの下では補償されず自ら負担していたような事故に対しても、無過失責任ルールの下では補償されることにより、被害者の訴訟を容易にするからである。しかしながら、一件当りの平均争訟費用は、逆に過失責任ルールの方が大きいと考えられる。なぜなら、過失の認定に要する情報収集費用、裁判費用、弁護士費用などは、過失の認定までの時間の多少に依存し、過失責任ルールの方が当然のごとく多く費用を要することになる。したがって、2つの要素の積としてのクレームコストがいずれのルールがより大きくなるかは即断できない。

しかし、エラーコストは、明かに過失責任ルールの方が大きくなる。エラーコストとは、加害者が過失責任があるにも関わらず、裁判所の誤認あるいは情報不足により、間違っ、被害者に損害を負担させること、あるいは加害者は本来過失はなかったのにも関わらず、裁判所の誤認で、過失ありと判定されてしまうことによるコストである。前者のケースでは、被害者は本来損害補償を受ける権利があったのに結局自ら損害負担をさせられたり、後者のケースではこれは、加害者にとっては、必要な過失基準を遵守していながらも、付加的に賠償責任を負わされるわけであり、いわば二重の負担を負わされることになる。また、過失があるにも関わらず裁判所が認定できない場合には、加害者は事故防止のインセンティブを低下させることになる。無過失責任ルールの場合には、被害者の立証すべき内容は大幅に軽減されることにより、裁判所の誤認の可能性は著しく減少することになるから、エラーコストは小さいと言ってよい。

紛争処理費用は、①不確実性への対応コスト（通信・情報コスト）、②外部性の内部化コスト（排除コスト）、③市場が均衡を得るまでのコスト（不均衡コスト）の内容を含むものと考えられる<sup>18)</sup>。賠償責任ルールを運営するための費用は、より最小にすることが望ましいのであるが、完全に履行されるためには不可避的な費用である。保険による事故費用の内部化が、こうした紛争処理費用に相当すると考えられる。

紛争処理費用は、事故の性質・内容に応じて大きく異なり、したがって選択されるべき賠償責任ルールも変えられる必要がある。

17) Landes, W. M., and Posner, R. A., "The Positive Economic Theory of Tort Law", *Georgia Law Review*, vol. 15, 1981, pp. 549-550; Polinsky, op. cit., pp. 48-49.

18) 宮沢健一『制度と情報の経済学』有斐閣, 1988年10月, pp. 23-24.

### 3. 責任保険の存在と社会的最適問題

#### (1) 最適注意水準の決定と保険

損害分散は、保険の有する重要な機能ではあるが、単にそれだけであるならば、保険の存在意義はさほど大きいものではない。それは、保険制度の機構を表現するに過ぎず、保険の経済的効果を説明することにはならないからである。問題は、保険の存在が事故の社会的費用の軽減の観点からいかなる効果を有するものであるかである。

この問題について検討するために、次のようなフォン・ノイマン＝モルゲンシュテルン型の期待効用関数を想定して、それに具体的数値を設定することから考察してみる。ここで、設定する上で条件を置かなければならない。まず①個人は危険回避行動を取るものとする。もし危険回避的でなければ、保険に加入するという行動は取らないはずであるからである。②既に述べたように「法と経済学」の置く仮定に従って、注意水準と事故確率及び事故の大きさとの間には、トレード・オフの関係があるものとする。③保険料率は保険数理的公平 (actuarially fair) に決定され、危険率にリンクするものとする。④保険金支払には上限を設ける。すなわち、損害が契約保険金よりも低いならば全額支払われるが、契約保険金以上には保険金は支払われることはない。

表1 <L=30,000/ $\sqrt{x}$ の場合>

	契約保険金 ( $I_1$ )	注意水準(x)	保険料 (p)	$L\omega+kx$	効用
k=1,000	10,000	3.8	1315.79	5824.96	956.795
	10,000	3.5	1428.578	5790.81	956.475
	20,000	3.2	3125	5820.39	953.775
	20,000	3.5	2857.14	5790.81	953.457
	30,000	3.9	3846.16	5847.58	928.263
	30,000	3.5	4285.72	5790.81	938.263
	保険なし	4.7	.....	6172.12	941.901
		3.5	.....	5790.81	935.87
k=2,000	10,000	3.0	1666.7	8886.75	919.325
	10,000	2.6	1923.08	8777.92	917.554
	20,000	2.3	4347.83	8900.31	924.194
	20,000	2.6	3846.15	8777.92	922.931
	30,000	2.7	5555.56	8781	895.692
	30,000	2.6	5769.23	8777.92	895.478
	保険なし	3.6	.....	9396.02	887.04
		2.6	.....	8777.92	872.289

表2 &lt;L=60,000/√xの場合&gt;

	契約保険金 (I <sub>1</sub> )	注意水準 (x)	保険料 (p)	Lω+kx	効用	
k=1,000	10,000	6.1	819.673	8091.25	920.485	
	10,000	4.6	1086.96	7640.78	909.235	
	20,000	5.1	1960.79	7704.75	936.579	
	20,000	4.6	2173.91	7640.78	935.567	
	30,000	4.0	3750	7750	938.678	
	30,000	4.6	3260.87	7640.78	937.402	
	保険なし	7.6	.....	9031.86	882.762	
		4.6	.....	7640.78	830.433	
	k=2,000	10,000	4.8	1041.67	12452.7	826.351
		10,000	3.5	1428.573	11581.2	790.023
20,000		4.1	2439.03	11813.6	870.579	
20,000		3.5	2857.14	11581.2	864.979	
30,000		3.6	4166.67	11585.2	885.12	
30,000		3.5	4285.72	11581.2	885.107	
40,000		3.2	6250	11640.8	866.756	
40,000		3.5	5714.29	11581.2	865.559	
保険なし		5.8	.....	13747.7	725.646	
		3.5	.....	11581.2	589.529	

以上の仮定に基づいて、個人が効用最大化行動をとる場合の個人にとっての最適な注意水準を測定する。さらに、社会的最適な注意水準とを比較することによって、保険の存在が注意水準の決定においていかなる効果をもたらすことになるのかについて、考察してみる。

$$U=(1-\omega)V(W-p-kx)+\omega V(W-p-kx-L+I_2)$$

ここで、W：初期保有資産

p：保険料

k：単位当り注意コスト

ω：危険率

x：注意水準

V：効用水準

I<sub>1</sub>：契約保険金（支払保険金上限）

A：保有資産

I<sub>2</sub>：支払保険金（I<sub>1</sub>≥I<sub>2</sub>）

L：発生損害

である。

<数値の設定>

$$V=1052.4(1-\exp(-A/10000)) \quad (19)$$

19)

（個人は危険回避的行動を取る）

19) この効用関数は、絶対的危険回避の仮定を満たしながら、保有資産が30000である時に効用の値が1000となるように設定した。なお、効用の値は序数的数値であり、基数的数値ではない。したがって、効用の大小を比較することに意味を見いだすことになる。

$$W = 30,000$$

$$\omega = 1/2x \text{ (注意水準増加は危険率を下げる)}$$

$$p = \omega \times I_1 \text{ (保険は actuarially fair とする)}$$

$$I_2 = L \text{ (} L < I_1 \text{ の場合), } I_1 = I_2 \text{ (} L \geq I_1 \text{ の場合)}$$

これらの結果から考察できることを整理してみる。(表1, 表2参照)

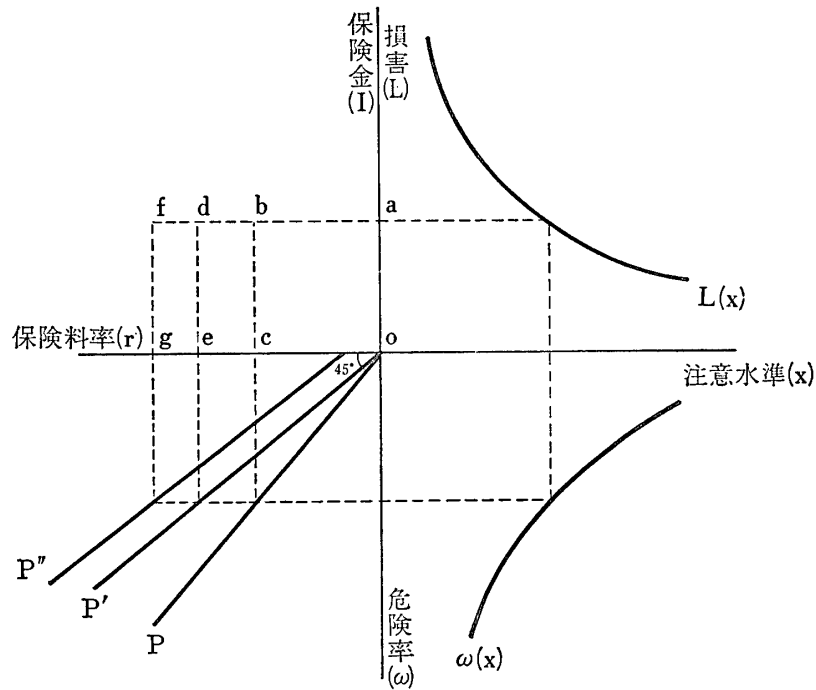
第一に、保険がなければ、危険回避的主体は、社会的最適注意水準より過剰となるが、保険に加入することにより被保険者の効用水準を引き上げると同時に、注意水準は社会的に最適水準に接近させるように働く。社会的に最適な注意水準とは、事故の社会的費用を最小にする注意水準のことである。 $L = 30,000/\sqrt{x}$ ,  $k = 1,000$  の場合を例にとれば、社会的には  $x = 3.5$  が事故の社会的費用を最小化する注意水準であるが、保険に加入していないことから、危険回避的な主体は、より事故損害を抑止するために、過剰の注意水準 ( $x = 4.7$ ) を選択することで余分な事故回避費用を支出することを余儀なくされることになる。これは、モラル・ハザード(moral hazard)とは異なる性格のものと考えらるべきである。つまり、保険に加入していない場合に比べて注意水準を引き下げるとは、被保険者にとっては正しく合理的な行動である。

保険に加入することが被保険者の効用水準を引き上げることは、危険回避的であるという仮定を考慮すれば、納得できるものである。保険に加入することによって、被保険者は注意水準を引き下げて、余分な事故回避費用を抑制することを通じて、効用水準を保険のない状態の時より大きくする。一方、注意水準を引き下げて、社会的最適水準へ接近させる。これは社会的にはより効率的な状態に接近することを意味する。保険に加入することは、被保険者個人にとっても望ましいことであり、社会的にも事故費用の最小化へ誘導することになり望ましいと言える。保険の利用を望む個人は危険回避的であると見なし得るのであり、逆に言えば危険回避的な個人にとっては保険が効用を引き上げることを知っているからこそ保険を利用するのであって、これも当然なことと言える。ただし、過大な契約保険金は、逆に効用水準を引き下げる。つまり、損害の大きさに比較して過大な保険金に加入すること、保険料負担を増大させることによって、効用水準を引き下げる。<sup>20)</sup>

第二に、単位当たり注意コストが上がると、注意水準は下がり、損害が増大すると注意水準は大きくなる。事故の規模が変わらずに単位当たり注意コストの上昇することは、これまでの事故回避手段をそのまま利用するとしても、全体としての事故回避費用支出が増大することになる。逆に、単位当たり注意コストが引き下げられると、注意水準を引き上げることによって、事故費用をより低くす

20) さらに付言するならば、個人が危険中立的であれば、費用最小行動と効用最大化行動とは一致することになるのであるが、保険加入行動は危険回避的行動の発現であるから見なすならば、個人にとっては費用最小化よりは、効用最大化を愛好することになり、常にその両方の間に乖離が生じていることになる。つまり、保険の存在によって注意水準を社会的最適水準より引き下げるということになる。これは、個人の危険回避度によって大きな偏りが生じているのである。

図3 注意水準と責任保険の関係



ることができる。それによって、注意水準を引き下げる方向へ作用させることになる。一方、注意コストが変わらずに予想損害が大きくなると、注意水準は大きくなる。事故の期待値が増大することは、事故費用を引き上げることになり、同時に最適注意水準を引き上げることになる。また、個人が誤って損害を低く見積るならば、社会的には注意水準を引き下げることになる。

第三に、被保険者を社会的最適注意水準に誘導させる保険が2種類存在する。ここでは、保険者は被保険者の行動を常に監視して、保険料に見合う注意水準を遵守していることが確認されているといふかなり非現実的な前提の上に立っている。被保険者は、仮に注意水準を引き下げることによって自ら負うべき事故回避費用を軽減させようとしても、それは保険料負担の増加を伴うのである。また、契約保険金を引き上げることにより多くの保険金を獲得することができるが、それに応じた保険料を負担しなければならない。したがって、被保険者はむやみに高い保険金額に加入して注意水準を引き下げようとするはかえって合理的とは言えない。しかも、責任保険では実際の保険金受取入は、被害者であるのだから、加害者が注意水準を引き下げて無駄により多くの保険料を負担することは一層無意味ということになる。つまり、被保険者にとっては必ず最適な保険契約が存在するはずなのである。

図3は、注意水準と保険の関係を図示したものである。<sup>21)</sup> 第一象限は、注意水準と発生損害との関

21) 図の表現方法については、商学会報告において出席の先生方より有益なコメントを頂いた。改めて記して感謝の意を表したい。

係を示したものであり、一方、第四象限には、注意水準と危険率との関係を示してある。いずれにおいても注意水準に対して右下がりの減少関数である。第三象限では、危険率と保険料率との関係が示されているが、危険率をそのまま保険料率として適用されるならば、45度線(図中P線)によって写像されることになる。責任保険により、発生した損害が全部填補されるならば、保険料は保険金額と保険料率との積であるので、第二象限ではその際の保険料が図に示されるように面積(oabc)として表現されることになる。こうして、ある注意水準を選択すれば、一方でそれに対応する損害が決定され、他方で同時に危険率が決定されることにより、最終的には注意水準に対応する保険料がただ一つ算定されることになる。したがって、潜在的加害者(=被保険者)は、保険を利用することにより、自己の注意水準が事故発生において保険料コストとしていかに反映されるかが示されることになる。

これをいまま少し解釈すると、保険者が危険率に対して安全割増し分を上乗せすることで保険料率を設定するならば、図に示すようにPからP'へシフトすることになり、結果として保険料はoabcからoadeへ上昇することになる。さらに、付加保険料(図中od)を考慮に入れると、oafgへ上昇する。また、契約保険金額が発生損害よりも小さい場合には、全部填補されることはなく上限が設けられることになる。

自分の情報が完全に知られている場合には、合理的人間は自己負担を避けることを望む。したがって、事故の社会的費用を最小化する注意水準を実現して、しかも保険を利用することにより、被保険者自身も効用を最大化することが、保険を通じて達成される可能性があることが明らかになったのである。ただし、重要な問題はこの論理の前提としている理想的な状態から現実がどれほど乖離しており、いかにしたらその理想的な状態に近付けることができるかなのであり、こうした保険と最適注意水準との理論的關係を明らかにしておくことは、非常に意義あると考えられる。これまでの議論の前提は、当事者にはほとんど完全な情報が保有していることである。それによると、保険加入が賠償責任を負わされる個人にとっては、合理的行動であるとしても、社会的には必ずしも効率とはならない。特に、保険の加入がかえって、注意水準を引き下げることになるのは、保険制度が社会的非効率を助成することになるかも知れないことを意味する。

これまでの議論は第一費用のみに絞って議論してきた。それにより、保険の存在が、社会的費用の最小化に寄与する可能性を有していることが明確にされた。しかし、事故の社会的費用は第一次費用のみならず、第二次費用及び第三次費用をも考慮に入れなければならない。例えば、損害が大きく第二次費用を要する種類の事故については、保険が損害の分散を効率的に果たしているならば、保険がない状態よりは、明かに有効であるのである。この第二次費用は、第一次費用と比較して測定に困難が伴い、したがって、第二次費用をいかに重要なものとするかによって保険の意義の程度は異なってくるはずである。大きい損害が予想される、つまり第二次費用が大きいと考えられ

る場合には、保険の利用は第二次費用の軽減に寄与することになり、これは、社会的費用の観点からも効率性が増進したと見なし得ると言える。

また、保険の運営が非効率であるとするれば、やはり、社会的費用の増加をもたらすことになる。保険の利用により、示談による解決が増えたり、あるいは裁判時間の短縮に繋がるならば、紛争処理費用が軽減されることになろう。<sup>22)</sup> そうであれば、やはり第三次費用の減少となって、経済的効率は増進することになろう。したがって、社会的費用の観点からも、保険の効率的な運営が要請されることになる。

## (2) 保険の有無と最適ルール問題

無過失責任ルールの効果は、グリーンマン事件においても強調されたように、製品の品質や改善をするよりもむしろ、保険をつけることにより危険を分散することを奨励することにあると言え<sup>23)</sup>る。過失責任ルールでは、潜在的加害者は過失基準を遵守している限り、賠償責任を負わされることはなく、保険を利用する必要はない。したがって、この場合には、責任保険よりもむしろ被害者自身が購入する傷害保険に重要性は移転することになろう。

無過失責任ルールにおいては、保険者が、(潜在的)加害者の注意水準を決定することが可能であれば、社会的に適切な結果を生み出す。<sup>24)</sup> 被害者は、無過失責任ルールの定義によって危険に対して保護され、加害者はもし危険回避的であれば、責任保険を購入することになる。さらには、保険者は加害者の注意水準を決定することができれば、責任保険は完全付保を提供し、加害者に最適注意を払わせなければならない。そして、被保険者は期待損失と等しい保険料を支払えば、活動を続けることになろう。一方、責任保険が利用できなければ、過度の注意を払わせ、社会的に有用な活動から撤退することを抑える。責任保険を購入することができ、保険が適切に運用されるならば、社会的に適切な結果をもたらし得る。被害者にとっては、いかなる場合にも補償されることから、責任保険の利用は社会的に望ましい。責任保険の購入が、社会的最適な注意水準とは異なる可能性はあるが、にもかかわらず責任保険の利用が社会的にも望ましいと考えられる根拠は次の点である。すなわち、いずれにせよ加害者が被害者に対して完全に損害を補償するならば、責任保険の利用が、被害者の厚生には直接的に影響を与えない。したがって、責任保険が加害者が保険に加入することが加害者にとって望ましいならば、社会的には望ましいことになる。

ただし、無過失責任ルールの下で保険をつけることは、逆に事故回避に非効率な事故回避費用を支出するよりは、むしろ保険に加入したほうが安くつくために、適切な注意水準を遵守することを

22) 平井宜雄『現代不法行為理論の一展望』一粒社、昭和55年9月、p.48以下。

23) Trebilcock, M. J., "The Role of Insurance Consideration in the Choice of Efficient Civil Liability Rules", *Journal of Law, Economics, and Organization*, vol. 4, no. 2, 1988, pp. 245-249.

24) Shavell, op. cit., pp. 210-215.

も怠ることになりかねない。<sup>25)</sup>したがって、無過失責任ルールの下では、保険者の被保険者に対する最適注意水準を遵守しているかどうかを常に監視しなければならず、保険者の監視能力が重要な問題とならざるを得ない。

過失責任ルールの場合には、本来、過失基準を遵守していれば、責任保険に入る必要はない。この場合には、発生する損害は被害者の負担となる。社会的費用の観点からすれば、過失基準を社会的費用が最小となる注意水準に設定すれば、むしろ責任保険は社会的には弊害をもたらすとも言える。<sup>26)</sup>しかし、注意義務の厳格化の見られる現在では、やはり責任保険は社会的費用の効率化に資するものであると期待できよう。過失の認定に不確実が存在する場合には、加害者にとっては、たとえ注意義務水準を満たしていたとしても、過失と見なされる可能性がある。しかし、危険回避的な加害者は責任保険を購入することになろう。そして、加害者にとってみれば、たとえ誤って過失ありと認定された場合にも保険が支払われるような保険を購入することを望むであろう。そうした保険は、故意の事故については免責とされるが、裁判所が正確には評価できないようなあるいは加害者がコントロールできないような事故については付保される必要がある。保険者が、正確に過失を確認できるならば、無過失責任ルールと同様に、責任保険の利用は社会的に望ましい。<sup>1)</sup>

責任保険を利用するかどうかという問題は、加害者が危険回避的であるかどうかにも関わってくる。責任保険を利用するという行動自体は、既に危険回避的行動であると解釈することができる。第一に、加害者が責任保険を購入しない場合には、保険者は全く加害者の行動には影響を受けない。しかし、この状態は社会的には望ましい状態ではない。なぜなら、加害者は社会的最適注意水準よりも高い注意を払うことで、社会的費用の上では効率でないからである。第二に、保険者が加害者の注意水準を監視することができる場合には、加害者は全部保険を購入することができると同時に、社会的には効率的な状態を実現することができる。第三に、保険者が、加害者を十分に監視できない場合には、保険者は全部保険を提供することは行わず、一部を加害者自身に負わせることになる。この場合には、加害者は、注意水準を社会的最適よりも高い状態に保持することにはなるが、しかし、その状態は社会的費用の観点では、効率ではない。

保険を利用することは、被害者に対しては損害填補機能をより確実にすることにはなる。したがって、加害者が責任保険を利用でき、しかも加入するならば、保険が効率的に運営される限り、社会的に望ましい状態に導くことになる。

25) 銀行貸出行動における同様の指摘は、伊藤元重＝西村和雄編著『応用ミクロ経済学』東京大学出版会、1989年3月、pp. 74-77に見られる。

26) 過失責任ルールの下では、保険金が支払われるのは、過失基準を満たさない場合であるが、そうであるならば、保険料をかなり割高にしなければならない。なぜならば、過失基準を満たしていないということは注意水準は社会的に最適水準よりも低いということであり、したがって、過失責任ルールの下で保険に加入するということは、保険料はそれに応じた高さでなければならず、この点で、経済的不効率を生み出す。



#### 4. 賠償責任ルールの選択における保険の対応

前節において保険が個人にとっては満足水準を高めて、その個人の注意水準を社会的に最適な状態に導くことが可能であることを確認してきた。すなわち、保険の存在によって事故の社会的費用を最小化の方向に働きかけることになり、それは、保険の存在しない状況よりも効率性の増大した社会であると言えるのである。したがって、保険の効用は「付保された危険事故の作用による現実の発生損害の規模に与えることよりはむしろ、リスクに対する社会的な費用を最小化する」<sup>27)</sup>ことにあると言える。ただし、ここでの議論があくまでも、保険者が被保険者の注意水準を監視（モニタリング）することができ、しかも、保険料は保険数理的に公平であるということが前提となるのである。

しかし、現実には保険者が被保険者の行動を正確に監視することができず、さまざまな不確実な保険制度存立に関わる重大な要因が介在する。その根本的な原因は、要するに情報の不完全性から生じるものである。被保険者の行動は保険経営上の最大の攪乱要因となる。加えて、保険料前払いの原則に従って、保険料には常にその被保険者の行動を同時的に反映させることができないのである。このことが最大の難題となって、被保険者の行動により保険制度が攪乱させられ、時には保険制度の成立を阻害することになる。その具体的行動が、逆選択とモラル・ハザード<sup>28)</sup>である。これらはいずれも保険制度固有の不可避的な現象であると言えるが、保険を存続させるためには、これらの成立阻害要因によるコストを減少し克服しなければならない。したがって、保険者は被保険者により事故の確率及び大きさを減少させる行動を取らせるように、保険制度内に被保険者に誘因を与える仕組みを設けることが必要となるのである（表3参照）。

表3 保険市場を巡る被保険者行動

	減少化行動 <sup>29)</sup>	増大化行動
事故の確率	自己防衛 (self-protection)	モラル・ハザード (moral hazard)
事故の大きさ	自己保険 (self-insurance)	逆選択 (adverse selection) またはモラル・ハザード

27) R. L. カーター著、玉田巧＝高尾厚共訳『保険経済学序説』千倉書房、昭和59年9月、p. 53.

28) 宮沢健一教授によれば、被保険者にとって、逆選択は保険契約という「純粋交換」の世界の問題であるのに対して、モラル・ハザードは、危険を修正し損失を減少させようとする資源利用の生産活動の世界と見なし得る。責任保険におけるモラル・ハザードは、(1)保険会社にとって保険料率の引き上げによってモラル・ハザードを排除できない、(2)損害を受けた被害者(第三者)は、賠償金目当てに過大な賠償請求を誘因とする、(3)保険加入による責任転嫁により、被保険者の事故防止行動を怠らせることになりやすい、ことから普通の保険以上に発生しやすい。宮沢健一、前掲『制度と情報の経済学』、p. 107参照。

29) cf. Ehrlich, I. and Becker, G. S., "Market Insurance, Self-Insurance, and Self-Protection", *Journal of Political Economy*, Vol. 80 no. 4, July/August, 1972, pp. 623-648.

その対策として、保険者が取り得る手段の第一は、危険選択をすることである。被保険者の危険度を算定して、保険を引き受けて採算の合う場合に限り、保険契約を行うことになる。保険者は、危険選択をするために情報を入手する必要がある。危険選択が有効に作用するためには、その情報入手コスト危険選択のためにかかるコストと比較して相対的に低くなければならない。第二は、損害の一部を被保険者自身に負担させることである。例えば、デダクティブやコウインシュアランスが挙げられよう。これを損害発生以前のリスクの観点から見直せば、賠償リスクを保険者と被保険者との間で分担しあうリスク・シェアリングなのである。この時リスクの一部は、被保険者自身が常に負わされることになって事故発生に一定の抑止効果を期待することができる<sup>30)</sup>。第三は、モチベーション<sup>31)</sup>効果を期待することである。これには事前のものと事後のものがある。具体的には、事故発生以前の被保険者の損害防止活動を保険料に反映させる方法と、わが国の自動車保険において採用されている事故発生以後の事故経験に応じて保険料を修正させるメリット・レイティングが考えられる<sup>32)</sup>。第四に、そうした方策にも関わらず、依然として阻害要因の発生率が高く、損害額が莫大であることが予測されそうな場合には、最初から全面的にその保険から撤退するか、あるいは特にあるリスクに対してだけ担保範囲から除外して、保険者は責任を負わないとする免責条項を設けることもある。

これらの対策にもかかわらず保険成立の阻害要因は保険から完全に排除することができない。そこで、保険者は、保険料率を高め設定して、経営の安定化を図ろうとするのである。これが一層保険の効率性を低くすることにならざるを得ない。こうした保険の非効率性にもかかわらず、責任保険はある面において効率性を改善させることにもなり得る。保険加入者が企業であれば、減少した不確実性リスクから、節約コストを他の設備投資に振り向けることにより資金利用の効率化を図ることができるであろう<sup>33)</sup>。この意味で、保険に発生する非効率性に対してはこうした節約コストによって埋め補われることになる。

これらの操作を通じて、保険の効用が減退することになるであろう。例えば、全部保険を制限されて一部を自己負担させられることは、被保険者にとっては望ましくはないが、保険に加入しない、あるいはできない場合と比較すれば、被保険者の効用は増大することにはなり得るのである。ただし、自己負担額が被保険者の保有する資産以上である場合には、被保険者は当該活動から撤退

30) Pauly, M. V., "Economics of Moral Hazard—Comment—", *American Economic Review*, vol. 58, 1968, pp. 531-535; Arrow, K. J., "Uncertainty and the Welfare Economics of Medical Care", *Essay in Theory of Risk-Bearing*, North Holland, 1974, pp. 202-204.

31) 今井賢一・伊丹敬之・小池和男『内部組織の経済学』, 東洋経済新報社, 1988年, pp. 71-74.

32) Doherty, N., *Insurance Pricing and Loss Prevention*, Saxon House, 1976, pp. 45-56. 他に、拙稿「自動車保険の被害者救済機能とメリット・レイティング」真屋尚生・石田重森編著『新時代の保険』千倉書房, 昭和62年10月, pp. 103-124参照。

33) Abraham, K. S., *Distributing Risk—Insurance, Legal Theory, and Public Policy—*, Yale University Press, 1986, p. 15.

することになりかねず、その活動が社会的有用な活動である場合には、社会的に望ましくないかもしれない。つまり、過度の自己負担を負わせることは被保険者の効用水準を大きく減退させるのみならず、社会的な弊害を発生させることになり、保険者の行動が社会に与える影響は大きいのである。

さて、被保険者のこうした保険制度を阻害する要因を抑える保険者の対応は、いわば、被保険者に自律的な規制を期待することになる。保険者は、被保険者に対して、保険料を調整したり、契約に反する行動を取った場合には保険金支払を留まることはできるが、直接的に規制することはできない。つまり、被害者自身の行動を合理的に取ることを信頼してのものである。保険制度が保険者と被保険者の信頼の上に成立するとされる根拠とされるものなのである。

加えて責任保険はその固有の社会的役割が期待されていることを忘れることはできない。責任保険は加害者の負担する損害賠償責任を填補することをその本来的機能としているが、実際に保険金を受け取るのは被害者であることから付随的機能として被害者救済を担っているのである。したがって、責任保険においては、被害者救済のためにも、この保険の存続が前提とならざるを得ない。<sup>34)</sup>

保険成立を阻害する要因がある場合に、一方においてそれを他律的に、すなわち、保険制度の外から規制することが必要となる。したがって、極端にモラル・ハザードが発生する可能性の程度に応じて、保険者の対応も異なる。極端に発生する可能性のあるリスクに対しては、免責という措置を取らざるを得ない場合もある。

保険を有効に働かせるために、政府による事故抑止のための方策との連繋が必要である。具体的には、事前規制と事後解決の方策がある。事前規制には、安全規制 (safety regulation) と禁止命令 (injunction) が考えられる。前者は、当事者が危険を容易に評価できないときに、後者は、加害者が比較優位な情報を保有しているときに用いられるのが望ましい。一方、事後解決では罰金 (fine) と損害賠償 (liability) が挙げられる。前者は、原因立証が困難であるため訴求できない場合、あるいは損害が分散してしまった場合に適用され、後者は当事者の自由な活動に委ねる場合に用いられるべきである。<sup>35)</sup>

こうした中では、責任保険は、企業あるいは個人の自由な活動を擁護する機能を有する。というのは、責任保険の存在が損害をもたらす可能性のある活動に従事し続けることを可能にすると同時に、責任保険はその応分の保険料を負担していれば、賠償責任から解放されるからである。責任保

34) 同様の主旨は既に、拙稿「新種保険における営業性と福祉性—生産物賠償責任と被害者救済の関わりをめぐって—」庭田範秋編『保険における営業性と福祉性』、東洋経済新報社、1990年3月、pp.133-159において主張した。

35) Wittman, D., "Prior Regulation versus Post Liability: The Choice Between Input and Output Monitoring", *The Journal of Legal Studies*, vol. 6, 1977; Shavell, S., "Liability for Harm versus Regulation of Safety", *Journal of Legal Studies*, vol. 13, 1984, pp. 357-374.

險の担う役割が一層増大すると同時に、賠償責任ルールを選択と同時に政府による保険制度を背後から援護するような他律的規制による別の手段の重要性も強調されることになる。

損害を保険によって内部化することだけを注目すれば、賠償責任ルールのいかに問わず潜在的加害者が被保険者となる責任保険だけではなく、損害を蒙る可能性のある潜在的被害者が自ら傷害保険に加入することによって実現されよう。しかし、これは、単に保険料負担者が異なるということだけではなく、保険費用の上で考慮しておかなければならない。保険者が被保険者のモニタリングを正確に行えない限り、保険費用の外部化は必ず発生する。保険市場の効率化を図るためにはその外部化の程度を極力小さくすることが要求される。その点では、傷害保険の方が損害は広く分散されることになるが、それは費用の外部化を発生しやすい。その根拠は、第一に、傷害保険は、単独の責任事故を対象としていないこと、第二に、全ての個人が、自分自身のために保険に加入することになるので、保険がなければ、損害は被害者に集中すること、第三に、責任事故に関してのみの保険集団のクラスわけが難しいこと、などが挙げられる。

ただし、傷害保険で、被害者の損害を補償するならば、保険者に代位権 (subrogation) を与えることが必要であろう。<sup>36)</sup> 代位権を保険者に与えることにより、保険者の補償に対する権利が被保険者に傷害を与えた第三者から被保険者の回収に対して請求することによって履行されるならば、代位は完全な補償を分かち合う。これによって、被害者自身が加入する傷害保険の保険料を安くすることができるうえに、加害者に一定の損害防止インセンティブを促すことが可能であろう。ここにも問題が全くないわけではなく、この場合に加害者は、やはり責任保険を必要とすることになるから、一つの保険事故について重複した保険が存在する形になる。結局、傷害保険は被害者の損害賠償を確実にすると同時に保険者が損害賠償の一時的な肩代りを引き受けることになる。

もし、被保険者が様々な種類のリスクに曝されているとして、それぞれのリスクの大きさにばらつきがある場合には、それぞれ別個の保険の加入するよりは、総合的に賠償責任リスクとして統合するほうが保険費用の点で効率的であるかもしれない。<sup>37)</sup> すなわちこれは、被保険者個人の中で、危険相殺化、危険混合化、危険平均化を図ろうとすることになる。それによって、別個の単独保険の純保険料に付加される危険割増を総計するよりは、総合保険として単一の危険割増を付加するほうが費用を抑えることになるかもしれない。したがって、責任保険の総合保険化は、賠償責任ルールの決定とは別の次元で進められることになる。

保険経営の効率化も、社会的費用との関わりが大きい。費用の外部化を回避するためには、保険集団の分類はできるだけ同質的にする必要がある。そして取り扱う危険も同質でなければならない。しかしながら、保険経営が安定的に継続するためには、大数の法則 (law of large numbers) が

36) Shavell, *Economic Analysis of Accident Law*, pp. 235-236, 239.; Abraham, op. cit., pp. 51-53.

37) Abraham, op. cit., pp. 140-142.

働くことも必要である。<sup>38)</sup>例えば、本来、給付・反対給付均等の法則に従うために個別保険料主義に徹するためには、料率細分化が要請されることになるが、それにより、逆に制度の運営コストが非常にかかる場合には、料率細分化に一定の歯止めがかかることになる。事故の社会的費用の観点からすれば、保険制度の運営コストは、すなわち、取引費用であり、これを効率的にすることも重要な問題である。事故費用を保険制度によって補償することは、制度運営に必要な費用が存在するのであり、その制度の運営コストを最小化するために、保険の内容に修正を施すことも社会的費用の最小化に資するものである。

## 5. 賠償責任ルールを選択と責任保険との関係

最後に、賠償責任ルールを選択が責任保険といかなる関係にあるかを整理したい(図4参照)。前稿において、責任保険の効果を、①個人的責任の社会化、②社会的費用の内部化及び分散、③社会的危険の費用化、④損害の公平な分担、⑤被害者の損害賠償の適正化・高額化、⑥賠償意識の高揚、と整理した。<sup>39)</sup>責任保険は、社会経済の発展と共に責任保険も発展しその社会的意義を高めてきた。この間、不法行為責任は一段と加害者に厳格になる趨勢にあり、社会保険を適用しない限り、民間の責任保険に対する必要性は高まらざるを得ず、現実には責任保険の存在を前提とした改革がなされている。したがって責任保険が存続できる環境を作り上げることが、法制度改革において同時に議論されなければならない。

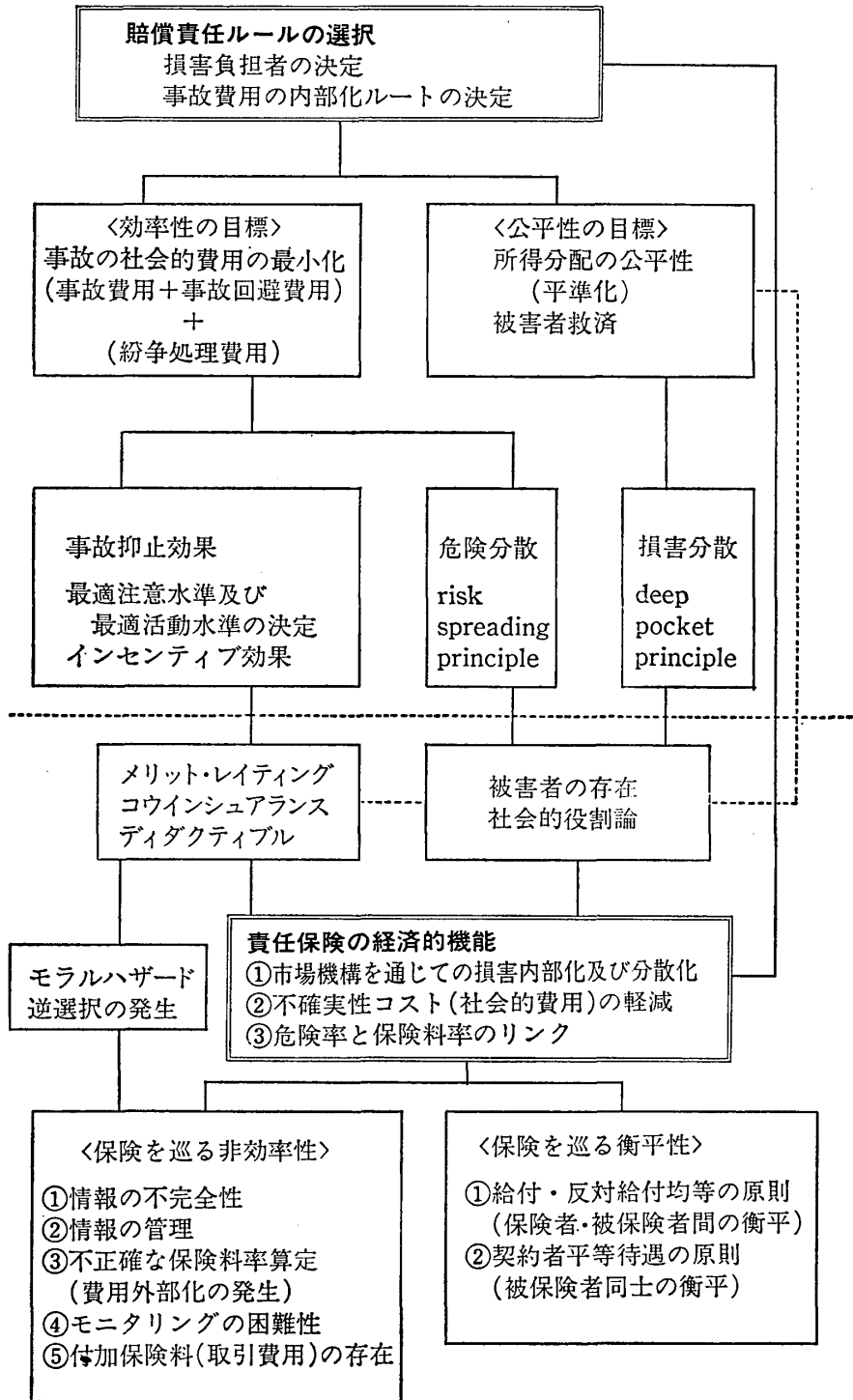
責任保険が他の保険と異なる特徴は、被保険者とは別の第三者たる被害者が存在することである。しかし責任保険である限り、単に被害者の存在が保険金支払の根拠とはならず、あくまでも被保険者の有責を前提としなければならない。したがって、責任保険にとっては賠償責任ルールはやはり保険金支払の根拠となるものである。責任保険が被保険者の負うべき損害賠償を担保することを目的とする以上、賠償責任ルールを選択から影響を受けることになる。さらには、賠償責任ルールをめぐる法的環境からの影響も大きい。<sup>40)</sup>一方で、責任保険は民間による保険制度であるので保険原理に従うべきものであり、賠償責任ルールとは独立した存在にある。賠償責任ルールがいかに設

38) 庭田範秋『新種保険論』慶應通信、1988年12月、p. 280において、「大数法則に基づく確率計算はすべての保険の組成・形成そして運営・発効の基本である。この仕組みに乗らない危険部分には国家・政府または社会全体で対応するしか今のところ措置はない。」

39) 拙稿「自動車事故の補償対策と責任保険」『三田商学研究』32巻2号、1989年6月、pp. 29-49 参照。

40) 賠償責任ルールを変更すること以外に、責任保険は法的環境の変化に影響を受ける。それは、保険金支払金額を変更する原因となるからである。その多くは、被害者救済を意図するものである。第一に、連帯責任の採用である。共同不法行為として複数の加害者を認定することによって、特に賠償資力の大きい主体に対して、賠償責任を負わせようとするものである。それにより、被害者は損害賠償の履行をより確実にすることになる。第二に、損害賠償額の高額化である。損害賠償額の高額化は保険制度に直接的に反映されることになる。この損害賠償額は、経済発展にともなう所得の増加、人命価値の増加、慰謝料の上昇という社会的認識にも影響を受ける。さらに、訴訟費用の上昇も保険費用の増大をもた

図4 賠償責任ルールの選択と責任保険との関係



↘ らず要因となる。cf. Huber, P. W., *Liability—The Legal Revolution and Its Consequences—*, Basic Books, Inc, Publishers, 1988, pp.136-137; Shavell, S., "An Analysis of Causation and the Scope of Liability in the Law of Torts", *Journal of Legal Studies*, vol.9, 1980, pp.463-516.

定されようとも、保険原理から逸脱するような引受困難な危険の場合には責任保険は成立しないからである。

保険が成立するためには、まず第一に給付・反対給付均等の法則に従うべきものとされる。これは、被保険者の危険度に応じた保険料率を設定することにより保険者と被保険者の衡平を規定する法則であるが、同時に、契約者平等待遇の原則を意味することになり、被保険者どうしの関係を衡平に保つことを可能にする<sup>41)</sup>。また、保険費用の外部化を避けることにより保険制度を効率的に運営し、さらには収支相等が実現されることで保険制度を存続させることにも繋がる。したがって、保険制度が保険原理とくに給付・反対給付均等の法則を貫徹することができるならば、保険は効率性と衡平性を同時に達成することができる。

一方、社会的には責任保険の存在によって、損害発生の際に加害者の損害賠償負担を回避することができるのみならず、加害者の賠償資力を確保して被害者が蒙った損害を填補することを容易にする。これは、所得分配の平準化、すなわち公平性の観点から望ましい状態であるといえよう。さらには、先に論じたように責任保険が効率的に運営されるとすれば、行為者と適切な行動に誘導させて、社会的費用最小化の観点からも、より経済的効率に接近することができよう。つまり、責任保険がうまく機能するとすれば、多くの場合に対立する関係にある賠償責任ルールが目標としている効率性と公平性を止揚させることも可能である。

問題は、責任保険の存在が、不法行為法の期待している(1)損害填補機能、(2)事故抑止機能、および(3)制裁的機能のうち、後二者について大幅な後退が懸念されることである<sup>42)</sup>。これは責任保険の存在するところでは、潜在的加害者(=被保険者)は、事前の定額かつ低額な保険料を負担することによって、保険金額の範囲内で賠償責任を免除されることになって、責任追求は形式的なものとなり、現実的には事故責任者と損害負担者とは分離されることになるからである。しかし、損害填補機能は責任保険を通じてより確実に達成されることになり、被害者救済はより確実になるであろう。そして、最近では、責任保険の損害填補機能を重視する傾向にあり、賠償責任・制裁機能を維持したほうがよい分野においても、現在では自動車損害賠償責任保険や公害健康被害補償法のように強制保険化することにより、責任問題は既に形骸化している。

また、事故抑止機能は責任保険が当該被保険者の危険度に応じた保険料を負担させる限り、保険料設定を通じて被保険者の行動をある程度規制することができる。しかし、制裁的機能は保険制度の守備範囲の外に存するものである。したがって、刑事的あるいは行政的制裁を加えることが必要とならざるを得ない。

こうした中で、保険者は保険制度内のシステムを改革する上で、被保険者間の衡平を保持するの

41) 庭田範秋『保険経営論』有斐閣、昭和45年5月、pp.154-158.

42) 森島昭夫『不法行為法講義』初版、有斐閣、昭和63年3月、pp.451-477.

みならず、常に被害者の存在を無視できない状況に置かれている。これは、保険の社会的役割論と呼ばれるものである。責任保険の在り方は被害者の救済状態を決定づけることになる。そして、被害者救済における責任保険の社会的役割を重視する傾向の中では、責任保険は一層賠償責任ルールの選択との連繋を深めていくことになる。責任保険の重要性を改めて強調するならば、単に保険者による制度改革に全面的に依存することでは不十分であることは言うまでもない。当然のことながら、政策的配慮を含めて責任保険制度を背後から支援することも考えなければならない。<sup>43)</sup>賠償責任ルールを一方的に設定するのではなく、保険制度を維持するための施策が必要となる。

また、責任保険を賠償責任問題の中心に位置づけるときには、社会的認識を改めることも重要である。保険学的にはその被保険者が自らの危険度に応じた保険料に負担している限り、賠償責任から解放されるのは当然のことと考えなければならない。そして、加害者となる可能性がある者は責任保険に加入することが当然との認識を醸成させることも必要であろう。

このように責任保険の重要性が一段と増すと、保険者の果たす役割も大きくなる。<sup>44)</sup>保険者は、可能な限り被保険者に適正な保険料を設定することが要請されるのである。そのためには、保険を巡って非効率を生み出す要因を政府を含めたさまざまな角度からできるだけ排除する努力が必要である。そうすることが保険制度の効率性と衡平性、そして社会的な効率性と公平性を止揚させる前提条件となるからである。その意味で、責任保険の保険者に期待するところは今後ますます重要な意義を持つものと考えられる。

43) 宮沢健一、前掲『制度と情報の経済学』、p.117において、「被保険者の企業に対し適切な一定レベルの「自己負担額」を課すという既述の方法を、単なる「保険技術上」の問題としてだけでなく、社会的な「責任ルールの制度化」という側面からも、適切に位置づける必要がある。適切な自己負担額を法的に供託制その他により強制し、同時に、この自己負担を超過する分に対して付保の道を開いて、事故発生時の保険填補を行なう仕組みを工夫することなどは、具体策の一典型となる。公的規制は、私的保険会社が私的市場で提示できるレベルよりも、社会により適正な自己負担レベルを提示してモラル・ハザード縮小と、効率と公正の改善に、原理上、資しうるはずだからである。」

44) 責任保険は拡大しつつある新しい不法行為制度にも大きな財政的な傘を提供している。そして、不法行為法は保険者が提供するものに対する期待がある。しかし、保険があらゆる危険を引き受けることはできない。保険が引き受けられるためには、純粋危険(pure risk)でなければならない。防御可能な危険(preventable risk)は保険は引き受けることができない。さらには、ある危険について完全に認知している場合にも、あるいは全く認知できない場合にも、保険契約は成立しない。前者の場合には、被保険者は保険の必要がないのであり、後者の場合には保険者は引き受けられない。Litan, R. E., and Winston C. ed., *Liability—Perspectives and Policy—* The Brookings Institution, 1988, pp.134-135.; Alessi, L. D., and Staaf, R. J., “Liability, Control and the Organization of Economic Activity”, *International Review of Law and Economics*, vol. 7, 1987, p.12.